

労働保険の加入手続きはお済みですか 労働保険事務代行のご案内

労働保険事務組合とは

事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体です。

委託できる事業主は

常時使用する労働者が、

金融、保険、不動産、小売業では	50人以下	} の事業主
卸売、サービス業では	100人以下	
その他の事業では	300人以下	

委託できる事務の範囲

労働保険事務組合が処理できる労働保険事務の範囲はおおむね次のとおりです。

- ①概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
- ②保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
- ③労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ④雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- ⑤その他労働保険についての申請、申請、届出、報告に関する事務

※労災保険及び雇用保険の保険給付に関する請求等の事務は除かれています。

事務処理を委託すると次のような利点があります

- ①労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので事務の手間が省けます。
- ②労災保険に加入することができない事業主および家族従事者なども労災保険に特別加入することができます。
- ③労働保険料の額にかかわらず、3回に分割納付できます。(事務組合に委託していない場合は、一定額を超えないと分割納付ができません。)

特別加入制度（中小事業主等）

労災保険は、本来、労働者の業務災害または通勤災害に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外の方のうち、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方に対して特別に任意加入を認めているのが、特別加入制度です。

○中小事業主等とは

次に定める数以下の労働者を常時使用する事業主（事業主が法人その他の団体であるときは、その代表者）および労働者以外で当該事業に従事する方（事業主の家族従事者や、中小事業主が法人その他の団体である場合における代表者以外の役員）をいいます。

金融、保険、不動産、小売業では 50人以下
卸売、サービス業では 100人以下 の事業主
その他の事業では 300人以下

※継続して労働者を使用していない場合であっても、1年間に100日以上にわたり労働者を使用している場合には、常時労働者を使用しているものとして取り扱われます。

○特別加入するためには

- ①雇用する労働者について労働保険関係が成立していること
- ②労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること

事務手数料

本商工会の会員たる委託組合員 当年度概算保険料額の5/100

上記以外の委託組合員 当年度概算保険料額の7/100

ただし、手数料の最高額は会員は30,000円、会員以外は50,000円となります。